

奈良県教育委員会における情報の発信及び受信に関する基本的な考え方（概要）

1 目的

少子高齢化やグローバル化などの社会環境の変化とともに、一人一人の県民の意識やニーズが多様化している。また、情報通信技術の発展に伴い、さまざまな情報媒体を活用する時代となったことから、情報の発信及び受信の在り方も変化してきている。

このような状況を踏まえ、県民の意向を十分に把握し、それを反映できるような教育行政の実現を目指す。

2 基本理念

県教育委員会の情報に関する発信及び受信は、県民と教育委員会との双方向のコミュニケーションにより、教育行政の透明性、公平性を確保し、本県教育を向上させるために行うものである。

3 基本目標

(1) 発信

① 効果的な手法で情報発信の徹底を

「必要な情報とは何か」「情報を必要としているのは誰か」「いつ必要としているか」等を把握した上で、めりはりのある情報発信に努めるとともに、広報媒体を選択、または複数の媒体を組み合わせるなど、効果的に情報が伝わるよう的確に発信する。

② 説明責任としての情報提供を

教育委員会の審議状況や学校における教育活動の現状、教育委員会が行う施策についての情報を積極的に発信する。また、教育委員会で決定した事項を速やかに知らせ、説明していくことで教育への県民参画を図るよう努める。

(2) 受信

① 県民の声に寄り添う受信機会を

教育委員会が行う施策に対して、県民の誰もが意見や提案を行えるよう、ホームページや電子メールなど多様な手法で情報収集する機会を設けるなど、積極的に受け付けるよう努める。

② 受信後は迅速で適切な対応を

受け付けた意見や提案などは、迅速に関係各課室所共有するよう努める。また、その趣旨や個別の状況を踏まえて、機動的に対応するよう努める。

4 留意事項

- ◇ 基本的人権、肖像権、プライバシー権等に留意すること。
- ◇ 守秘義務を遵守すること。
- ◇ 情報セキュリティの確保に万全を期すこと。

基本的な考え方に則って
令和4年4月1日から実施

